

平成 29 年度実施 法科大学院認証評価 評 価 報 告 書

愛知大学大学院法務研究科
法務専攻

平成 30 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育の理念及び目標	8
第 2 章 教育内容	9
第 3 章 教育方法	14
第 4 章 成績評価及び修了認定	17
第 5 章 教育内容等の改善措置	21
第 6 章 入学者選抜等	22
第 7 章 学生の支援体制	24
第 8 章 教員組織	26
第 9 章 管理運営等	29
第 10 章 施設、設備及び図書館等	30
第 11 章 自己点検及び評価等	32
<参 考>	35
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	37
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	38

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- （１） 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- （２） 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- （３） 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

29 年 7 月	書面調査の実施
8 月～9 月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
8 月	評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・書面調査による分析結果の整理
9 月	運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10 月	訪問調査の実施
12 月	評価部会 ・評価結果（原案）の作成
30 年 1 月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3 月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成30年3月現在）

（1）法科大学院認証評価委員会

○磯村保	早稲田大学教授
逢見直人	日本労働組合総連合会会長代行
大澤裕	東京大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
紙谷雅子	学習院大学教授
唐津恵一	東京大学教授
木村光江	首都大学東京教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐伯仁志	東京大学教授
潮見佳男	京都大学教授
龍岡資晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田中成明	京都大学名誉教授
土屋美明	共同通信社客員論説委員
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
野原一郎	法務省法務総合研究所総務企画部付
濱田毅	同志社大学教授
松下淳一	東京大学教授
三角比呂	司法研修所教官
牟田哲朗	平和台法律事務所弁護士
村中孝史	京都大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

荒 木 尚 志	東京大学教授
◎磯 村 保	早稲田大学教授
大 澤 裕	東京大学教授
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
木 村 光 江	首都大学東京教授
酒 井 啓 亘	京都大学教授
潮 見 佳 男	京都大学教授
龍 岡 資 晃	西綜合法律事務所弁護士
田 中 成 明	京都大学名誉教授
中 川 丈 久	神戸大学教授
野 坂 泰 司	学習院大学教授
長 谷 川 晃	北海道大学教授
松 下 淳 一	東京大学教授
松 本 和 彦	大阪大学教授
○山 本 和 彦	一橋大学教授
吉 原 和 志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第2部会)

青 戸 理 成	鳥飼総合法律事務所弁護士
荻 野 祥 三	元毎日新聞記者
○下 井 康 史	千葉大学教授
◎田 中 教 雄	九州大学教授
中 野 俊一郎	神戸大学教授
濱 田 毅	同志社大学教授
山 田 文	京都大学教授
和 田 俊 憲	慶應義塾大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

浅 野 博 宣	神戸大学教授
荒 木 尚 志	東京大学教授
太 田 匡 彦	東京大学教授
小木曾 綾	中央大学教授
加 藤 新太郎	中央大学教授
小 林 哲 也	小林総合法律事務所弁護士
○佐 伯 仁 志	東京大学教授
酒 井 啓 亘	京都大学教授
野 原 一 郎	法務省法務総合研究所総務企画部付
濱 田 毅	同志社大学教授
藤 本 亮	名古屋大学教授
前 田 陽 一	立教大学教授
三 木 浩 一	慶應義塾大学教授
◎吉 原 和 志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」及び「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成 29 年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

愛知大学大学院法務研究科法務専攻は、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

ただし、当該法科大学院の教育活動等の状況においては、基準3－2－1及び基準6－2－2を満たしておらず、速やかに是正される必要がある。

具体的な内容は、次のとおりである。

- 当該法科大学院における到達目標は、「共通的な到達目標モデル」に準拠することとしているものの、「共通的な到達目標モデル」を学生に周知しておらず、シラバスに概括的な到達目標を掲載することどまっていることから、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準が明らかとなるよう、学生に「共通的な到達目標モデル」を周知する必要がある。【基準3－2－1】
- 入学定員充足率が平成25年度、平成26年度、平成28年度及び平成29年度において50%を下回っているほか、平成29年度における入学者数が10人を下回っており、所定の入学定員と著しく乖離しないための措置を講じる必要がある。【基準6－2－2】

当該法科大学院の主な特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 経済的支援を目的とする奨学金、地域に貢献する法曹人の養成を目的とする奨学金及び成績優秀者に対する当該法科大学院独自の奨学金制度が複数整備されている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 学生が履修登録していない授業科目の聴講について、法科大学院として管理されていないため、履修登録可能な単位数の上限が設定されている趣旨に留意して運用する必要がある。
- 成績評価における考慮要素のうち平常点に出席点を加味しないことについては教員への周知が図られているが、適切な取扱いが一層明確となるよう、明文化について検討する必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 履修登録可能な単位数に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を含まない取扱いとされており、履修科目登録単位数の上限を超えた履修が認められないよう、改める必要がある。
- 兼任教員の採用に関して、採用基準を明確に定める必要がある。
- 一部の教員について、各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関する情報が公表されていないため、当該情報を公表する必要がある。
- 進級の状況について公表されていないため、当該情報を公表する必要がある。
- 修了者の進路について、司法試験合格者以外の情報が公表されていないため、企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況の把握に努め、当該情報を公表する必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の理念・目的は、「1.『法の支配』の理念を実現する。 2.『国民の社会生活上の医師』としての役割を果たす。基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命に基づき、法の支配の担い手として質の高いサービスを地域に提供する『地域社会に貢献するローヤー』の養成をめざす」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の理念・目的に適った教育を実施するため、1年次から2年次春学期には法律基本科目に関する基礎力を醸成すること、2年次には基礎を踏まえた具体的事件の解決能力とともに実務家としての基礎力を身につけること、3年次には発展・応用力を身につけ、実務家として必要な総合力を養うこと、といった年次ごとの到達目標の設定や、2つの履修モデル（地域社会に貢献するホーム・ローヤー型、地域社会に貢献するビジネス・ローヤー型）の設定等が行われている。

当該法科大学院の授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所及び地方裁判所等が挙げられる。

当該法科大学院の理念・目的は、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況から、当該法科大学院の教育を通じて、達成されている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針を以下のとおり定めている。

法科大学院では、次の3つの資質を備えた法曹養成をめざします。

- (1) 専門的な法的知識の修得
- (2) 法的思考力、法的分析力、法的表現能力、法的交渉能力などの養成
- (3) 豊かな人間性と鋭い人権感覚の涵養

所定の年限を在学し、本法科大学院が教育の理念及び目的に基づいて設定した所定のカリキュラムに沿った教育を受け、必要修得単位を含む所定の単位を修得することを、学位授与の要件とします。

また、教育課程の編成及び実施に関する方針を以下のとおり定めている。

法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきものとされています。本法科大学院では、そのために必要な授業科目を開設し、体系的にカリキュラムを編成しています。

(1) 教育課程の構成

法曹養成のためのカリキュラムは、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4つの科目群に分かれています。

法律基本科目は、コモンベーシックとなる科目群です。実務基礎科目は、法律家としての実務上の技能、実務知識、職業倫理などを修得させるための科目群です。理論教育を踏まえた学習が適当であるため、主に高学年次に配置しています。基礎法学・隣接科目は、幅広い視野と知識を身につけさせるための科目群です。展開・先端科目は、新しい法分野、あるいは実務の中から生成されている法分野などを修得するための科目群です。

(2) 教育課程の特徴

初学者（純粹未修者）にも経験者にも配慮したカリキュラム構成です。法律基本科目には十分な時間をとり、必要なことは繰り返し学習します。基本を重視し、基礎的素養と考える力を養うとともに、演習等で応用力を身につけます。実務基礎科目では、「臨床実務Ⅰ・Ⅱ」「ローヤリング」「法文書作成」「民事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」「刑事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」等、多彩な実務基礎科目で実務に対する関心を高め、実務家としての基礎的能力も身につけます。展開・先端科目では、その分野の研究者教員に加えて、当該法分野の実務に精通している実務家教員が教育に携わります。この展開・先端科目には多くの充実した科目を配置することによって、学生の多様な希望進路に応じるよ

うにしてあります。

授業内容・スケジュール及び成績の評価方法はシラバスに明記され、厳格に適用されています。

ガイドラインに基づく成績評価により、厳正な進級判定及び修了判定が行われています。

当該法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、法科大学院の理念・目的を効果的に実現するために、専門的法知識や思考力、分析力、表現力を身に付けることができるよう基礎的科目、演習科目、総合演習科目が段階的に配置されているほか、法律実務基礎科目は主として実務家教員が担当するとともに、理論教育を踏まえた学習となるよう、主に高学年次に配置するなどにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、多様な選択科目の開設や、教員の個別面談による対応等の措置がとられている。

2-1-2 各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

当該法科大学院の到達目標は、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準で設定されている。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した到達目標が設定されている。

2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

(1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。

(2) 法律実務基礎科目は、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ、法情報調査及び法文書作成に係る授業科目が開設され、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「司法制度論」、「法哲学」、「政治学」、「法情報学」及び「法律

中国語Ⅰ」等が開設され、授業科目「法学の基礎Ⅱ」の教育内容が法律基本科目の内容に当たるものの、おおむね社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることに寄与する教育内容を備えた授業科目になっている。

- (4) 展開・先端科目は、地域社会に貢献するホーム・ローヤー型の履修モデルとの関連では、授業科目「地方自治法」、「租税法Ⅰ」及び「労働法Ⅰ」等が開設され、地域社会に貢献するビジネス・ローヤー型の履修モデルとの関連では、授業科目「倒産法Ⅰ」、「金融法」及び「経済法Ⅰ」等が開設され、授業科目「企業法務Ⅰ」及び「国内取引契約」の教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的及び当該法科大学院の理念・目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 14 単位、民事系科目 38 単位、刑事系科目 16 単位、総合 4 単位の合計 72 単位とされており、このうち 10 単位は、法学未修者の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

- (1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

（2）（1）に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目（（1）に掲げる内容の授業科目を除く。）のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）

イ ローヤリング

（依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）

ウ クリニック

（弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容）

エ エクスターンシップ

（法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

（行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容）

（3）（1）アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

（4）次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

（法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容）

イ 法文書作成

（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、独立した授業科目「法曹倫理」（2単位）が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「民事訴訟実務基礎Ⅰ」（2単位）が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」（2単位）が必修科目として開設されている。

また、ローヤリングは授業科目「ローヤリング」（2単位）が、クリニックは授業科目「臨床実務Ⅰ」（2単位）が、エクスターンシップは授業科目「臨床実務Ⅱ」（2単位）が選択必修科目として開設され、法曹

としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、授業科目「法情報調査」が必修科目として開設され、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事訴訟実務基礎Ⅰ」及び「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」の中で適宜指導することとされている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たって、シラバス作成の段階から研究者教員と実務家教員が共同で授業計画・授業内容について検討を行い、各回の講義では、講義の進度、学生の理解度等について検討し、共同で授業を実施するなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7 基準2-1-3（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設されている。

2-1-8 基準2-1-3（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 授業科目「法学の基礎Ⅱ」の教育内容が法律基本科目の内容に当たるため、基礎法学・隣接科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 展開・先端科目に配置されている授業科目「企業法務Ⅰ」及び「国内取引契約」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかとなるよう教育内容の改善を図る必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章の基準のうち、基準3－2－1を満たしていない。

【根拠理由】

3－1－1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、科目等履修生等による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3－1－2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、20人が標準とされている。

3－2－1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業科目において設定されている到達目標はシラバスにおいて学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされており、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものとなっている。

ただし、当該法科大学院における到達目標は、「共通的な到達目標モデル」に準拠することとされているものの、シラバスに概括的な到達目標を掲載することとされており、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準が学生に示されていない。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、発問や小テスト等により学生

の理解度を確認しながら授業が実施され、2年次以降配当の授業科目においては、多数の事例・設例を利用して、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「臨床実務Ⅰ」及び「臨床実務Ⅱ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「臨床実務Ⅱ」においては、当該法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラバスに記載されているほか、科目ガイダンスを実施しており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の設定における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、「パブリック・フォルダ」を用いたファイル共有による教員からの授業に関する連絡や資料の提供、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修登録可能な単位数に、他の大学院において履修した授業科目の単位数を含まない取扱いとされており、履修科目登録単位数の上限を超えた履修が容認されているほか、学生が履修登録していない授業科目の聴講について、法科大学院として管理されておらず、履修科目登録単位数の上限が設定されている趣旨に留意して運用する必要があるものの、1年次及び2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

なお、法学未修者1年次においては、法律基本科目に当たる授業科目の単位を8単位まで上限に加えることができるとされている。

以上の内容を総合し、「第3章の基準のうち、基準3-2-1を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 学生が履修登録していない授業科目の聴講について、法科大学院として管理されていないため、履修登録可能な単位数の上限が設定されている趣旨に留意して運用する必要がある。

【改善すべき点】

- 履修登録可能な単位数に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を含まない取扱いとされており、履修科目登録単位数の上限を超えた履修が認められないよう、改める必要がある。

【是正を要する点】

- 当該法科大学院における到達目標は、「共通的な到達目標モデル」に準拠することとしているものの、「共通的な到達目標モデル」を学生に周知しておらず、シラバスに概括的な到達目標を掲載することどまっていることから、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準が明らかとなるよう、学生に「共通的な到達目標モデル」を周知する必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価の実施、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは法科大学院ガイドブックに記載されているほか、オリエンテーションあるいは第1回目の授業の冒頭における説明を通じて学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、平常点に関して出席点を加算要素としないことについて明文化されておらず取扱いが明確ではないものの、定期試験、臨時試験、臨時レポート及び平常の学習状況等としており、これらはシラバス及び法科大学院ガイドブックに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価に対する異議申立ての制度、教授会における全科目の成績分布データの確認等が講じられている。

成績評価の結果については、教授会で配付された成績分布に関するデータと同じものが学生に対し掲示されるほか、法律基本科目については、担当教員において出題意図、採点基準及び講評等を明らかにした書面を配付するとともに、個人別の成績表を渡す際に、担当教員が添削・講評した答案を返却している。法律基本科目以外の科目についても採点基準及び講評等を配布することにより必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、授業期間の終了から一定期間において期末試験を実施し、学生が科目全体にわたる復習の時間を確保できるようにしているほか、特定の日に特定の学年の試験科目が集中しないよう時間割にも配慮するなど、期末試験における実施方法について配慮されている。再試験及び追試験においても、一定の要件に該当する学生のみに実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されて

いる。

期末試験は原則として筆記試験を実施することとされている。

なお、再試験は、専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程により、修了再試験として修了判定において修了再試と判定された者について行うこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは法科大学院ガイドブックに記載されているほか、新入生オリエンテーションや年度当初のガイダンスにおいて学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得している

こと。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31 単位以上修得していること（なお、(2) においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、108 単位以上を修得することとされており、このうち 10 単位は基準 2－1－5 のただし書による単位数とされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計 36 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において修得した単位と合わせて、36 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 14 単位、民事系科目 38 単位、刑事系科目 16 単位、法律実務基礎科目 10 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数については、法律基本科目以外の科目から 32 単位以上を修得することとされており、31 単位以上の修得が確保されている。

4－2－2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準 2－1－5 のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法律科目試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されているほか、当該大学出身の受験者が有利となるような試験問題が出題されることがないよう、複数の教員が協議し作成するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、商法、民事訴訟法及び刑法について論文式試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、面接試験、書類審査の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。法律科目試験については各試験科目について最低基準点を設定し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、34単位を修得したものとみなしている。この34単位については、1年次の必修科目34単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 成績評価における考慮要素のうち平常点に出席点を加味しないことについては教員への周知が図られているが、適切な取扱いが一層明確となるよう、明文化について検討する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、自己評価・FD委員会が設置され、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、教員相互の授業参観、授業評価アンケートの実施、研究者教員と実務家教員による共同授業の実施、法科大学院教育に関するシンポジウムへの参加等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章の基準のうち、基準6－2－2を満たしていない。

【根拠理由】

6－1－1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性及び多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる法科大学院の理念・目的に照らし、「（1）建学の精神である、地域社会に貢献するローヤー（地域社会に貢献するホーム・ローヤー、地域社会に貢献するビジネス・ローヤー）を目指す学生を受け入れること。（2）多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させること。（3）入学者の適性をはかるために、多様な観点から公平かつ客観的に評価すること。（4）法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力などの資質を備えていること。（5）将来、法曹としての豊かな人間性や感受性を備えていること。」として設定されている。

6－1－2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、入試委員会が置かれており、入試に係る業務全般を主管することとしている。入試委員会において審議された事項については、教授会での審議を経て決定することとされている。

6－1－3 各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（出願者数、合格者数、出身大学、試験問題等）が公表されており、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応をするよう努めており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、一般入試では法学未修者コースについては小論文試験及び面接試験を、法学既修者コースについては法律科目試験（論文式試験）、小論文試験及び面接試験を、大学で法律学を主専攻としなかった者または社会人である者を対象とした特別入試では面接試験を行うことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、学業成績のほか、志望理由書及び自己PR資料に記入された内容も評価の対象に加えることによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成25年度は約27%、平成26年度は約36%、平成27年度は約16%、平成28年度は0%、平成29年度は約37%であり、3割に満たない年度があるものの、大学で法律学を主専攻としなかった者または社会人である者を対象とした特別入試を実施するなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は30人であり、収容定員60人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学定員充足率が平成25年度、平成26年度、平成28年度及び平成29年度において50%を下回っているほか、平成29年度における入学者数が10人を下回っていることから、所定の入学定員と著しく乖離している。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成25年度、平成26年度、平成28年度及び平成29年度において入学定員充足率が50%を下回っているほか、平成29年度の入学者が10人を下回っているものの、平成27年度から入学定員の変更（30人から20人に削減）が行われるとともに、入学試験の試験回数の増加や日程の変更、試験会場の増加等、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章の基準のうち、基準6-2-2を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【是正を要する点】

- 入学定員充足率が平成25年度、平成26年度、平成28年度及び平成29年度において50%を下回っているほか、平成29年度における入学者数が10人を下回っており、所定の入学定員と著しく乖離しないための措置を講じる必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の理念・目的に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、年度開始時に修学及び履修に関するガイダンスの実施等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前導入教育の実施、オリエンテーションの実施等、学習支援の配慮がされている。

法学末修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、履修指導を行うなど、学習支援において特段の配慮がされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日、時間帯が記載された一覧表を掲示することにより、学生に周知されている。

このほか、若手弁護士による教育補助講師（チューター）制度を整備するなど、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がされるとともに、学術奨励と経済援助を目的とする当該法科大学院独自の奨学生制度として「専門職大学院給付奨学金」、「専門職大学院貸与奨学金」及び「法科大学院地域貢献奨学生」等が整備されている。

学生生活に関する支援については、保健室において健康相談が行われている。また、学生相談室においてカウンセラーによるカウンセリングを受けることができるほか、各種ハラスメントについては、全学的なハラスメント相談員による対応がされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、エレベーター及び多目的トイレの設置や、公道からの誘導ブロック、段差のない床、身体障害者のための駐車スペースを確保するなど、整備充実に努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、定期試験の受験において、専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程により「身体障害等の学生の個別の事情により、試験時間を延長することができる。」としており、障害の種類や程度に応じた支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、実務家専任教員が担当窓口となり、学生の進路選択に際して指導助言を行う等、学生の職業支援に努めている。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて、「弁護士過疎地域を多く含む三遠南信地域（東三河・遠州・南信州）を弁護活動領域として志願する当法科大学院修了司法修習生等への帰属法律事務所提供支援」が優れた取組として採択され、当該法科大学院の修了者が当該法科大学院と協定を締結している弁護士法人の弁護士として入所し、法律相談に従事するなどしている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 経済的支援を目的とする奨学金、地域に貢献する法曹人の養成を目的とする奨学金及び成績優秀者に対する当該法科大学院独自の奨学金制度が複数整備されている。
- 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて、「弁護士過疎地域を多く含む三遠南信地域（東三河・遠州・南信州）を弁護活動領域として志願する当法科大学院修了司法修習生等への帰属法律事務所提供支援」が優れた取組として採択され、当該法科大学院の修了者が当該法科大学院と協定を締結している弁護士法人の弁護士として入所し、法律相談に従事するなどしている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるものの、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるものの、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、採用については採用選考委員会において候補者の研究業績、実務経験について審査し、教授会において審議する方法がとられており、昇任については昇格審査委員会において特に業績について論文審査を中心に厳格な評価が行われた上で、教授会において審議する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関して、兼任教員の採用基準が明文化されていないものの、教授会において教育研究業績を審査する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専属専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専属専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専属専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、法科大学院の理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数と同数の専属専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院が、教育上主要と認める授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目とされており、そのうち必修科目の授業は、ほぼすべてが専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専属専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる人数の専属専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員12年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専属専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が3人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専門分野における能力の向上及び研究教育の発展を目的として教員学外研修、研究休暇及び研究専念の3種類の制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法科大学院図書室に図書及び資料の発注・受入れ及び図書館間相互貸出等を行う専任職員1人、派遣職員1人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるため、適切な教員を配置する必要がある。
- 兼任教員の採用基準を明確に定める必要がある。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議することとされており、教授会における審議の結果及び意見が尊重されている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、大学院事務課車道事務室が組織され、法科大学院の事務を担当する職員が配置されている。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、業務スキル向上を目的とした研修の実施や、キャリアビジョンシートを作成して通年の目標を設定し、到達状況が適宜フィードバックされる取組を実施するなど、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修が行われている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、予算申請の際に、経営担当副学長と面談する機会が設定されており、設置者が当該法科大学院の運営に係る意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。また、教育方法上の必要に応じた設備及び機器として、教室及び演習室には、スクリーン、プロジェクター、有線LAN及び無線LAN等が配備されているほか、法廷教室には授業収録装置が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机や個人ロッカーが整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、有線LAN、無線LAN、検索用パソコン、複写機及びプリンタ等が整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して「TKC法科大学院教育研究支援システム」及び法情報データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法科大学院図書室及び車道図書館が整備されている。車道図書館は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法科大学院図書室及び車道図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、希望する図書について購入希望を随時受け入れるなどの管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器として、検索用パソコン及びプリンタ等が整備されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられており、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている。また、法科大学院図書室には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、法科大学院図書室内に自習室を配置するなど、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、そのほか非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる非常勤講師控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、ミーティングルーム及び非常勤講師控室が整備されており、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっている。

施設の維持管理に当たっては、建物内に警備員が常駐しており、定期的な巡回が実施されているほか、学生の自習室のある法科大学院図書室への入室には、学生証による認証が必要であり、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されている。

以上の内容を総合し、「第 10 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として自己評価・FD委員会が設置され、「教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況」、「教育内容及び方法」、「成績評価並びに進級及び修了の認定」、「入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること」、「収容定員及び学生の在籍状況」、「学生の学習、生活及び就職の支援」及び「教員組織及び教育能力」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

また、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

自己点検及び評価の結果については、自己評価・FD委員会において論点を整理し、その内容はFD協議会や教授会で審議され、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

当該法科大学院においては、教育研究活動等の状況について、一部の教員に係る各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験、進級の状況及び修了者の進路に関する情報が公表されていないものの、ウェブサイト及びパンフレット等を通じて、毎年度、おおむね公表されているほか、自己点検及び評価の結果が「自己点検評価書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、一部の教員の情報が公表されていないものの、研究者教員については担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績、実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動が大学ウェブサイトの「愛知大学研究者情報データベース」を通じておおむね公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く周知を図ることができる方法によって、公表されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、自己評価・FD委員会及び大学院事務課車道事

務室において調査及び収集され、大学院事務課車道事務室において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 一部の教員について、各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関する情報が公表されていないため、当該情報を公表する必要がある。
- 進級の状況について公表されていないため、当該情報を公表する必要がある。
- 修了者の進路について、司法試験合格者以外の情報が公表されていないため、企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況の把握に努め、当該情報を公表する必要がある。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
愛知大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地 愛知県名古屋市
- (3) 学生数及び教員数（平成 29 年 5 月 1 日現在）
学生数：30 人
教員数：13 人（うち実務家教員 4 人）

2 特徴

愛知大学大学院法務研究科法務専攻（以下、当法科大学院という）は、愛知大学建学の精神に基づいて「地域社会に貢献するローヤー」の育成を目標としており、司法試験でも一定の成果を収めてきた。これまでの司法試験合格者は 123 名にのぼり、累積合格率は 63.7%となっている。当法科大学院の修了者は、日常の業務等においてそれぞれの個性を大いに発揮して活躍している者が多く、また弁護士会活動などの社会的活動においても精力的な活動を行い、社会に貢献している者も多い。

当法科大学院の現時点における特徴をまとめると、以下のとおりである。

第 1 は、学生の入学定員 20 名に対し専任教員 13 名という体制で、充実した少人数教育が行われているという点である。教員は、学生指導に非常に熱心に取り組んでおり、教員と学生の関係が非常に近く、親密なことが特徴となっている。学生は、授業終了後の教室、メール、研究室来訪等、あらゆる方法で積極的に教員に対し質問をしており、教員は熱心にこれに答えている。また、教員は、1 人 1 人の学生を掌に置き、それぞれの個別事情に応じた個別指導を行うことが可能となっている。教員間の情報交換も活発に行われており、学生の状況に応じた指導の工夫・改善に関する教員間の意見交換も、科目ごとに、あるいは科目の枠を超えて、日常的に行われている。全専任教員の参加する教授会、FD 協議会においても、教育指導の改善に関する議論が頻繁に行われている。

第 2 は、修了生が法曹として必要とされる十分な力を身につけられるよう、教育内容と方法を工夫していることである。すなわち、当法科大学院では、基礎の理解を重視するとともに、修了時には十分な応用能力も学生が身につけられるよう、段階的発展的教育プログラムを構築している。1 年次においては、主要な法律基本科目に

ついて、初めて学ぶ学生にとっても基礎が分かりやすく理解できるよう配慮された教育が行われている。そして、2 年次以降は演習が中心となり、徹底した双方向・多方向の授業により、具体的な事案を解決する能力、応用能力を涵養するようにしている。3 年次においては、総合演習も取り入れ、全般的な最後の総仕上げが行われる。この一連の教育課程を通じて、学生は基礎をしっかりと身につけ、多彩な法的紛争を自らの力で解決することのできる発展的応用能力を身につけることが期待されている。

第 3 は、学習環境においても、学生が学習しやすい環境が整備されていることである。法科大学院の図書室は年中無休で 24 時間利用が可能であり、その中に学生 1 人あたり 1 席の専用キャレデスクが用意されている。このため、学生は、キャレデスクで自習しているときに必要が生ずれば、すぐに法科大学院図書室の蔵書を手元にとって利用することができる。また、学生には 1 人 1 台、学習に必要なソフトがインストールされた専用のノートパソコンが貸与されている。有線 LAN、無線 LAN によって、学内のどこからでもインターネットに接続できる環境が整備されており、種々のデータベースにアクセスすることも容易である。また、すべての教職員・学生にメールアドレスが割り振られ、瞬時に連絡可能な環境が整備されている。このため、メールを利用した学生の教員に対する質問も頻繁に行われている。学生が自主ゼミを行うために必要な教室も、十分に確保されている。大人数の場合は、ゼミ室、講義室等を予約することができ、少人数の場合は、予約なくミーティングルームを利用することもできる。

第 4 は、学内に弁護士法人愛知リーガルクリニックを設け、同法律事務所と連携して臨床実務に関する教育も活発に行っていることである。学生は、同法律事務所の無料法律相談に立ち会うことができ、一部の科目では無料法律相談の立ち会いが必須の履修内容とされている。また、同法律事務所の受任する適切な事件があれば、学生もこれに加わって、同法律事務所所属弁護士の指導の下で実際に実務を学ぶ研修をすることもできる。その他、愛知県弁護士会の協力も得ながら、「臨床実務」の講義やエクスターンシップ、「消費者救済法」「ローヤリング」の講義など、理論と実務を架橋するカリキュラムが豊富に用意されている。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

【当法科大学院の教育理念及び目標】

愛知大学の建学の精神は、①世界文化と平和への貢献（平和主義）、②国際的視野を持った教養人の養成（国際化）、③学問、文化の地域貢献（地域社会への貢献）、④多様な学生の受け入れ（生涯学習社会への対応）に要約される。当法科大学院は、この建学の精神に則って、社会から求められ、社会に貢献する法曹を養成し、社会に送り出すことを目標としている。

【当法科大学院が養成しようとする法曹像】

当法科大学院が養成しようとする法曹像は、①地域社会に貢献するローヤー、②ホーム・ローヤー、③ビジネス・ローヤーである。その内容は、以下のとおりである。

（１）地域社会に貢献するローヤーの養成

愛知大学設立趣意書（建学の精神）は、それまで中部日本には法文科系の大学が存在しなかったことから、その設立を求める声が強くあげられたので、この地方の要望に応えることが本学設立の「特殊ノ意義」であるとしている。つまり、本学は中部地方の文化に貢献し、有為なる人材を養成すること、すなわち「地域貢献」が建学の精神の重要な柱となっている。したがって、愛知大学法科大学院としても、修了生の活動を通じて質の高い法的サービスをこの地域に提供することがその重要な使命であると考えている。

（２）ホーム・ローヤーの養成

21 世紀における法曹は、市民にとって利用しやすい「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべきことが期待されており、市民生活から生じる法的諸問題について、身近に必要な法的サービスを提供しなければならない。たとえば、離婚、家庭内暴力、相続などの家事事件をはじめ、交通事故、消費者問題、高齢者問題など、日常生活から生じる様々な民事上の諸問題のほか、刑事事件や少年法関係の問題など、市民が多様な相談を気楽に持ち込み、安心して依頼できる、ホーム・ローヤーとしての法曹を養成する。

（３）ビジネス・ローヤーの養成

21 世紀は、グローバル化が進行し、企業の活動領域も一段と拡大している。このような中で、企業活動に関連して生じる複雑で多岐にわたる法律問題を専門知識に基づいて適切に処理し、国際的な場でも活躍することのできる法曹を養成することは極めて重要である。当法科大学院は、企業内において、あるいは企業と連携して、これらの諸問題に取り組み、成果をあげ得る法曹を養成する。

【当法科大学院が目指す法曹の資質】

当法科大学院では、以下のような資質を備えた法曹を養成することを目指している。

（１）専門的な法的知識の修得

法曹には、まず専門的な法的知識の修得が不可欠である。この場合の専門的な法的知識とは、基本法に関する法的知識にとどまらず、基本法から派生・展開する法分野や先端的な法分野における一定の法的知識の修得も含まれる。そして、基礎法学の素養、隣接諸科学の知識もあわせて修得する。

（２）法的思考力、法的分析力、法的表現能力、法的交渉能力などの養成

法的知識だけでは、法曹として決して十分ではない。法的知識を駆使しながら、問題となっている事実関係を的確に分析し、どのようにして法的紛争を解決するのかを思考し、それを論述したり、相手と交渉したりする能力を身につける必要がある。また、ある場合には現状を批判的に検討し、創造する能力も必要となる。当法科大学院では、こうした諸能力の育成に努めたい。

（３）豊かな人間性と鋭い人権感覚の涵養

法的知識に習熟し、かつ法的諸能力に優れていても、「法の支配」の担い手である法曹に豊かな人間性と鋭い人権感覚が欠けるならば、それは愛知大学の目指す法曹とはほど遠いものになるだろう。プロフェッショナルとしての責任感や倫理観、更には社会に貢献するという自覚の涵養を図る。

